

「津市過疎地域持続的発展計画」(案)に対する意見募集の結果について

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
1		パブリックコメントについて	<p>まず本計画のパブリックコメントであるが、第1次過疎地域振興法1970年(s45)から始まり、第2次は1980年から、第3次は1990年から、第4次は2000年から2020年まで実施した。</p> <p>今年から美杉地域は過疎地域ではないとなった。と『はじめに記述されている。2006年には津市に美杉村が統合され、津市は過疎対策を実施してきた。案の最後の部分で、成果は、きわめて衰退し消滅寸前に推移したと言うことが暗に書かれており、息苦しい内容。(原文のままです。)</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>ご意見については、原文のまま掲載させていただきます。</p>
2		4次に渡り計画がされたその結果の顛末が必要だ	<p>この計画書の最初に、4次にわたる計画の顛末がデジタルに、明示される必要がある。その結果に基づき、過去、現在、未来と思考が展開・発展するはずだ。医療でも、診断・検査をしないで方針はだせない。4次にわたる計画の吟味無し、何回も事実に基づかない計画は、むだの山だ。情報公開を切に望みたい。経済が土台であり、文化や政治は進化しない。危機的な状況が、この計画でも、明瞭になったのが幸いだ。(原文のままです。)</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>ご意見については、原文のまま掲載させていただきます。</p>
3	4	下から3行目	<p>化学肥料を一切使用せず、かつ農薬の使用を通常栽培の50%以下に減らした特別栽培米・・・と表記して下さい。(原文のままです。)</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 化学肥料を一切使用しない特別栽培米</p> <p>【修正後】 化学肥料を一切使用せず、かつ農薬の使用を通常栽培の50%以下に減らした特別栽培米</p>
4	5	5から6	<p>5ページで、人口の推移を津市全体で掲載しているが、美杉地域人口は最新の2020年を記述し、グラフで掲載し、わかりやすく表示が必要。人口減は1960年(s35)と比較すると、2020年は4091人(私の調査)だから75%減少した。惨憺たる状況だ。記述にはみじんも感じられない。持続可能で活力あふれる地域づくり(8ページしたから4行目)を目指すとするが、むなし。これでいいのか考えさせられる。(原文のままです。)</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>【理由】 5ページの人口推移の表については、計画策定に係る国からの通知により、データとして使用する国勢調査の対象年度と数値項目が指定されており、それに従い作表しています。</p>
5	9	7行目	<p>美杉地域における基本方針で、「美杉地域は・・・自然の恵みを生かした空間の形成を目指します。」というが、生活基盤にある林業と農業を経済の柱に考えた計画がすっぽり落ちている現状では絵に描いた餅すらない。美辞麗句を探そうにも手がない現状の案といえる。根本的に出直すべきだ。(原文のままです。)</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>ご意見については、原文のまま掲載させていただきます。</p>
6	9		<p>p.9イ美杉地域における基本方針の内容と、p11イ美杉地域における目標の内容、は同じようなことが記されている。(原文のままです。)</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>【理由】 11ページ イ 美杉地域における目標については、9ページ、イ 美杉地域における基本方針に基づいて目指すべき目標を設定していることから、同様の記述となっています。</p>
7	11	イ美杉地域における目標	<p>『過疎化や少子高齢化によるコミュニティの瓦解が危ぶまれる』として、移住や定住人口の拡大が計画されているが、これでバラ色の取り組みになるのか。旅行行けば何十万円も支援する、無料の公営住宅を各集落に建設し、林業の振興に従事してもらう、保育料や教育費・医療は高卒まで無料というような取り組み無しに、誰が移住するの。買い物さえ大変で「瓦解が危ぶまれる」と記述せるを得ない状況の改善は、おぼつかない考える。コロナでわかったことは大きいことは歴史に逆行。津市の中では無理。合併を破棄し、人口4000人もいるのだから、この際、村に戻すべき時期ではないか。(原文のままです。)</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>ご意見については、原文のまま掲載させていただきます。</p>

「津市過疎地域持続的発展計画」(案)に対する意見募集の結果について

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
8	14	2移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関して	その基本方針と具体的施策には同じような内容が記されている。基本方針と具体的内容は違うのは、以下、3産業の振興、4地域の情報化、5交通施設の整備、交通手段の確保、6生活環境の整備、7子育て環境の確保・・・、8医療の確保、9教育の振興、10集落の整備、11地域文化の振興等、12歳瀬尾エネルギーの利用の推進、13その他・・・の項目でも重複が見られます。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 各区分において、基本方針に基づき実施すべき事業を具体的施策として記述しているためです。
9	26	交通手段	路線バスは三重交通の名張奥津線が運行されている ⇒削除 R2年度末で廃止 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 三重交通のバス路線である「名張奥津線」については、現在も運行しているためです。
10	27	下から4行目	交通手段として⇒交通手段のひとつとして (理由：P26に書いてある地域の実情にあった交通手段とは自転車の無料レンタルだけではないと思うので) (原文のままです。)	ご意見のとおり修正します。  【修正前】 交通手段として  【修正後】 交通手段のひとつとして
11	27	交通手段の項	J R名松線については、…重要な役割を果たしています、は具体的施策の内容としては不要。鉄道とコミュニティバスとの接続の強化は、観光振興のためだけではない。また、具体的施策として、乗り継ぎ拠点環境の整備を入れてもらいたい。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 「J R名松線については、…重要な役割を果たしています。」の記述については、その後の具体的施策の実施理由として必要であるためです。また、鉄道とコミュニティバスとの接続の強化は、観光振興以外の利点があることはもちろんですが、この項目の記述についてはJ R名松線を活用した観光振興を図るためのものであるためです。さらに、具体的施策については、計画期間内に実施可能な事業について精査を行った結果によるものであるためです。
12	28	寺広本線	未改良の部分があり、美杉から一志に通じる重要な路線であるので、追加計上願いたい。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 寺広本線については、過去の過疎計画に計上されていた路線ですが、今回の計画案作成にあたり、再度現地踏査を行った結果、登載を見送ったものであるためです。
13	40	5行目	中学校給食は、小学校との親子給食により実施しており・・・とはどういうことですか。 (原文のままです。)	【親子給食とは】 施設管理と人件費の削減、及び小学校と中学校の交流を目的として、小・中学校の給食を合わせて小学校で調理し、それを中学校に運搬している形式のことで、小学校を親、中学校を子として表しています。
14	40	中学校教育の項	確かな学力向上をめざす授業づくり、は具体的施策ですか。また、安全で安心して通える学校をつくっていきます、とは具体的にはどういうことですか。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 教育における具体的施策は多種多様に及ぶことから、計画においては簡潔に記載しているためです。

「津市過疎地域持続的発展計画」(案)に対する意見募集の結果について

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
15	47	再生可能エネルギーの利用の推進	基本的にソーラー発電は政策として推進していくことには異論がないが、業者が乱立し、20年という長期のFITのこともあり、きちんとした管理がされないという強い危惧がある。近くのソーラー発電の管理者の連絡先は東京となっている。果たして管理ができるのだろうか。そこで、草刈りができているのかとか、周囲のフェンスが壊れていないかとかいった、基本的なメンテナンスがされているのかを行政として定期的に(年に2回以上)監視し、不備があれば設備の責任者に連絡し、修復するまで見届けることを政策としてお願いしたい。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 太陽光発電に関しては、その設置・管理について国・県がガイドラインを作成して普及を促進しています。その一方、普及が進んだ各地域でトラブルが発生する事案が増えており、国では中部地方向けの専用窓口「中部再エネ発電設備地域サポート窓口(FiCoS)」を設置し、問い合わせに対応しています。
16	50		持続的発展のための多様な事業展開、は、すでに2～12の節で述べられている。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 持続的発展のための多様な事業展開の項では、既述のものも含め市が自主的、主体的に取り組もうとする地域の持続的発展に必要な施策について記述しています。
17	51	特別事業の表	事業計画の表について。備考の記述は備考になっていない。 (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 過疎地域持続的発展特別事業の表(再掲)については、総務省からの作成例に従い備考欄に見込まれる事業効果を記載しています。
18	52		域内移動手段事業の内容が自転車の貸し出しだけでは淋しい (原文のままです。)	現行のままとします。  【理由】 域内移動手段事業は、過疎計画内においてレンタサイクル事業実施のために登載されたものです。